

13.2.27 社会資本整備審議会（第1回）

【榎本総合政策総務課長】 皆様、大変お忙しい中、この会合にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、社会資本整備審議会の第1回の会合を開会させていただきたいと存じます。私、事務局を務めさせていただきます国土交通省総合政策局総務課長の榎本でございます。会長選任までの間、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、泉国土交通副大臣よりごあいさつを申し上げます。泉副大臣、よろしくお願い申し上げます。

【泉副大臣】 本日は、扇国土交通大臣がごあいさつにお伺いすべきところでございますが、国会の関係で失礼をさせていただきます。かわりに一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

このたびは、社会資本整備審議会の委員にご就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けくださりまして、厚く御礼を申し上げます。また、本日は、第1回の総会を開催させていただきましたところ、ご多忙のところ、ご出席を賜り、重ねて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、国土交通省は、国民の充実した暮らしと、これを支える活力ある経済社会の実現を目指し、国土政策、社会資本整備、交通政策などの総合的な推進を任務として発足したものでございます。21世紀の国土交通政策の展開に当たりましては、「人が動く、国土が躍動する。」のキャッチフレーズのもと、内外の人々を魅了する国の姿を見据え、安全で美しい良好な環境、多様性のある地域の実現などのために、戦略的な施策を展開することが重要であると考えておるところでございます。

このような認識のもと、計画から事業まで一体的な行政の展開、総合的な交通体系の整備、社会資本の整合的、効率的整備の推進を基本に、今般の国土交通省の発足が国民に良かったと評価されますよう努めてまいり所存でございます。

社会資本整備審議会は、このような国土交通省の使命を遂行するに当たり、総合的かつ枢要な役割を担っていただくため、住宅・社会資本整備について、従来の関係審議会を一

本化したものでございます。委員の先生におかれましては、身近な生活を支える生活基盤から国土の骨格を築く国土基盤まで、それぞれの地域づくり、まちづくりに多様な角度からご審議をいただき、ご高見を賜りたいと考えているところでございます。

国民の国土交通行政への大きな期待に応えますため、今後、施策の充実に努めてまいりますので、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【榎本総合政策総務課長】　　続きまして、吉田国土交通大臣政務官よりごあいさつを申し上げます。

【吉田政務官】　　社会資本整備審議会委員先生の皆さん、大臣が今席に出ていただけない理由は、今ほど泉副大臣からごあいさつ申し上げたとおりであります。お忙しいにもかかわらず、こうしてお集まりいただきましたことに心から感謝申し上げます。

私は、小さな日本ではありますけれども、バランスのとれた社会資本整備をすることによって、まだまだ豊かに、ゆったりと、誇りある暮らしのできる我が国土だと、こう思っております。このためには、どうあっても委員の皆さんからのお知恵をいただき、ご審議をいただき、かかってこのことだと、こう思っておりますものですから、ぜひ委員先生方の高邁なるお考えとお知恵をご提供いただけますようお願いを申し上げます。最後になりますが、早々にも急ぐ審議事項があると、こう伺っておりますが、この事案につきましても、何分ともよろしくようお願いを申し上げます。ごあいさついたします。

大変ありがとうございます。よろしく願い申し上げます。

【榎本総合政策局総務課長】　　ありがとうございました。

委員会として初めての会合でございますので、ご出席の委員の皆様のご紹介を申し上げたいと存じます。なお、ご紹介は50音順とさせていただきます。

まず、荒木委員でいらっしゃいます。

【荒木委員】　　荒木でございます。

【榎本総合政策局総務課長】　　岡島委員でいらっしゃいます。

【岡島委員】　　岡島でございます。よろしくお願いいたします。

【榎本総合政策局総務課長】　　岡田委員でいらっしゃいます。

【岡田委員】　　岡田です。よろしく。

【榎本総合政策局総務課長】 小幡委員でいらっしゃいます。

【小幡委員】 小幡でございます。よろしくお願いいたします。

【榎本総合政策局総務課長】 清原委員でいらっしゃいます。

【清原委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【榎本総合政策局総務課長】 黒川委員でいらっしゃいます。

【黒川委員】 黒川でございます。

【榎本総合政策局総務課長】 小林委員でいらっしゃいます。

【小林委員】 小林と申します。

【榎本総合政策局総務課長】 小谷部委員でいらっしゃいます。

【小谷部委員】 小谷部でございます。

【榎本総合政策局総務課長】 白石委員でいらっしゃいます。

【白石委員】 白石です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【榎本総合政策局総務課長】 高階委員でいらっしゃいます。

【高階委員】 高階でございます。

【榎本総合政策局総務課長】 寺尾委員でいらっしゃいます。

【寺尾委員】 寺尾です。よろしくお願いいたします。

【榎本総合政策局総務課長】 樋口委員でいらっしゃいます。

【樋口委員】 樋口でございます。

【榎本総合政策局総務課長】 藤井委員でいらっしゃいます。

【藤井委員】 藤井でございます。

【榎本総合政策局総務課長】 前田委員でいらっしゃいます。

【前田委員】 前田でございます。

【榎本総合政策局総務課長】 松原委員でいらっしゃいます。

【松原委員】 松原でございます。

【榎本総合政策局総務課長】 村上委員でいらっしゃいます。

【村上委員】 村上でございます。

【榎本総合政策局総務課長】 横島委員でいらっしゃいます。

【横島委員】 横島でございます。

【榎本総合政策局総務課長】 以上、本日は17名の委員の方々、ご出席でございます。

ご欠席の委員の皆様につきましては、お手元配付の委員名簿、資料1とございますが、

こちらの方でご紹介に代えさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、出席をいたしております国土交通省の幹部の紹介を申し上げます。

副大臣、政務官は、先ほどご紹介申し上げましたので、小野国土交通事務次官でございます。

【小野事務次官】 よろしく申し上げます。

【榎本総合政策局総務課長】 青山技監でございます。

【青山技監】 青山でございます。よろしく申し上げます。

【榎本総合政策局総務課長】 小川国土交通審議官でございます。

【小川国土交通審議官】 小川でございます。

【榎本総合政策局総務課長】 小幡国土交通審議官でございます。

【小幡国土交通審議官】 小幡でございます。

【榎本総合政策局総務課長】 岩村官房長でございます。

【岩村官房長】 岩村でございます。よろしく申し上げます。

【榎本総合政策局総務課長】 風岡総合政策局長でございます。

【風岡総合政策局長】 風岡でございます。よろしく申し上げます。

【榎本総合政策局総務課長】 竹村河川局長でございます。

【竹村河川局長】 竹村でございます。

【榎本総合政策局総務課長】 三沢住宅局長でございます。

【三沢住宅局長】 三沢でございます。

【榎本総合政策局総務課長】 それでは、初めに、社会資本整備審議会令第5条第1項によりまして、委員の皆様の中から会長を互選していただくこととなりますが、どなたかご推薦をお願いいたします。

【前田委員】 ご出席の皆様、日本の国土の状況につきましては、大変ご存知の方ばかりでございましょうが、さきの内閣で日本のいわゆる経済の再生の戦略会議の議長を務めていただきました樋口廣太郎さんに会長をお務めいただけたらと思ひまして、ご提案させていただきますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【榎本総合政策局総務課長】 ほかにご推薦の方、おられますでしょうか。今、ご異議なしというお話もございましたので、樋口委員に会長をお願い申し上げたいと存じます。

樋口委員、会長席にお移りいただきたいと思います。(拍手)

(樋口委員、会長席へ)

【榎本総合政策局総務課長】 それでは、会長にごあいさつをいただきまして、以後の議事をお願い申し上げたいと存じます。

【樋口会長】 皆様こんにちは。どうも。

先ほどは、泉副大臣、吉田政務官からお話をいただきました。これは、大きなお仕事だなと思いました。しかも、今、会長にご推挙いただきました。大変光栄に存じますとともに、従来ございました9つの審議会を1つにするということでございますから、これは大変なことだなということでございます。何よりも、委員の皆様の積極的なご発言と、かつご協力をちょうだいしなければならないというのが、ここまで歩いてくるまでの私の感じでございます。

そういうことでございますので、身近な生活の基盤から国土の骨格を築くということまでありまして、実は前田さんからお話をいただきましたが、経済戦略会議の234の項目を提言をさせていただきました中に、約123ぐらいが本件に該当するかなと、資料として拝見しまして思っている次第でございます。そういう意味からいきまして、また経済新生会議においても取り上げた案件が23、3という数字がつきますが、ございます。そういう点からいきまして、しかも今、副大臣、政務官のお話のように、スピードを上げてやらなきゃならないということでございますから、ぜひ委員の皆様とともに、何よりも今までこれに携わりました事務次官、技監さんをはじめ、審議官の皆さん、あるいは局長の皆さんの積極的なご支援をちょうだいしたい。そして、これが早く実現することが日本再生への道につながるということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様のご協力をちょうだいすることを再度お願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これより議事を進めさせていただきたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

最初に、当審議会の運営規則の制定につきまして、ご審議をちょうだいするわけでございますが、原案を作成しておりますので、事務局からご説明を願いたいと思えます。総務課長、お願いします。

【榎本総合政策局総務課長】 それでは、座らせていただきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料、1から11までございまして、先ほど委員名簿につきましてはご紹介申

し上げたところでございますが、さらに1枚めくっていただきますと、資料2というものがございます。こちは、社会資本整備審議会が、先ほど会長ごあいさつにございましたように、9つの審議会を再編成して、社会資本整備について総合的なご審議をいただくものということでまとめたものでございます。

所掌事務は、資料3のとおり、ご紹介申し上げませんが、実に幅広い分野にわたってございます。

このような審議会を円滑に運営するために必要な事項を定めたものが、資料4の審議会運営規則でございます。その要点をご説明させていただきます。

まず、第2条でございます。会長が審議会の招集を行う旨を規定したものでございます。

第3条は、やむを得ない事情により会議を開催する余裕がない場合に、書面によって議決を行うことができる旨の規定でございます。

第4条は、会長を議長とすることを規定してございます。

さらに、第5条は、審議の参考とするため、必要があれば委員等以外の方の出席を求めることができる旨の規定でございます。「委員等」とございますのは、臨時委員、専門委員といった方もこの審議会にかかわってまいりますので、そういった意味で書いてございます。

それから、6条では、議事録の作成を規定しております。

また、7条では、会議、議事録の原則公開を規定してございます。7条3項では、例外的にこの公開をしないケースについても規定してございます。

第8条は、分科会についての規定でございます。会長が必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託し、また会長が適当と認めるときは、分科会の議決を審議会の議決とすることができることとしております。

部会につきましても、同様の規定を第9条で定めてございます。

最後に、第10条でございますが、この規則に定める以外の必要な事項につきましては、会長などが定める旨を規定したものでございます。

運営規則(案)につきましても、以上のとおりでございます。

【樋口会長】 ただいまのご説明に対しまして、原案に沿って、今後、当審議会を運営していきたいと考えておりますが、何かご意見ございませんか。進行のあり方について、よろしゅうございますか。

ご異議がないようでございますので、そのように決定させていただきます。

なお、決定をいただきました規則に「議事の公開」ということが規定されておりますように、当審議会の議事録につきましては、作成次第、公開とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

実は、この公開という意味が、従来、警察刷新会議のときにも非常に審議したわけですが、いわゆるこの席に外部の方に全部入っていただくというのも1つの公開なら、あるいは議事録の公開ということ、記者会見をやるということも公開という意味でございます。そういう面で、今回は議事録につきましては作成次第、公開というとともに、皆様のお許しを得て、会議終了後に記者の皆さんに会見をさせていただきたいと思っておりますので、それでよろしゅうございましょうか。

というふうにさせていただきます。

次に、国土交通省の使命、目標、仕事の進め方についてご説明をちょうだいしたいと思います。総合政策局長さん、お願い申し上げます。

【風岡総合政策局長】 お手元の資料集の一番最後のほうにパンフレットを準備しておりますので、ごらんいただきたいと思います。ちょっと薄いパンフレットと、やや厚目のものと2種類、パンフレットを準備をしております。

1月6日から、国土交通省、4省庁統合ということでスタートしておりまして、一般国民に向けて国土交通省はどういう仕事をするのか、あるいはどのような政策目標を持って進んでいくのかということ、わかりやすいパンフレットをつくらうということで、2種類つくったわけでございます。薄いほうが、これは一般の国民の方にお示ししようということで、表紙のところには両方共通でございますけれども、「人が動く、国土が躍動する。」という、先ほど泉副大臣の方から話がありましたキャッチフレーズを掲げております。これは、国土交通省の職員からキャッチフレーズを公募しまして、1,500ぐらいの応募がありまして、その中で20代、30代の若手職員でCI検討チームをつくりまして、そこで選んだのが、この表紙に書いてあります「人が動く、国土が躍動する。」ということでありまして、これをキャッチフレーズとして使わせていただいております。

薄いほう、1ページ中を開いていただきますと、国土交通省の仕事として、どんな仕事をするのかということでありまして、それを写真でわかりやすくしたということでありまして、左上のほうは、これは空港、港湾、鉄道、道路ということで、交通インフラの整備ということについて責任を持つ。

また、右の上のほうは、これは街づくりとか再開発とか、あるいはいろいろなレクリエ

ーション、公園、こういった生活環境というようなこと。

下のほうは、災害の関係というようなこととか、気象、海上安全というような、非常に幅広い仕事をしているということでございます。

さらに、それを開きますと、それでは4省庁が統合して、例えば行政サービスはどういうふうになるのかということを示したものでございまして、これは13年度の予算の中で、連携施策として取り上げた4つの大きな項目をパンフレットに入れております。

一番左側のところ、これは駅等の交通結節点についての機能の強化ということで、その一番下にありますけれども、約2,700の主要駅、これを今後10年間でバリアフリー化していこうと。駅及びその周辺も含めてバリアフリー化しよう、ということでありませう。

その右側のところは、都市部の交通渋滞対策ということで、開かずの踏切の解消ということが大きな課題になっております。これも全国に約1,000カ所の問題の箇所があるわけでございますが、これも一番下にありますように、今後10年間で半分にしていこうと。

また、その右側のほうは、防災情報、気象情報、河川情報、こういったものを一体化して、最新情報を地域住民にいろいろな形でアクセスできるようにしていこうということ。

それから、一番右側のところは、空港・港湾と、それから高速道路との連携ということで、一番下にアメリカ、欧州の10分以内でアクセスできる比率が書いてありますけれども、日本の場合は残念ながら非常にこのアクセスが悪いということで、これを21世紀初頭には欧米並みに持っていくということで、これは例でございますけれども、4つの連携施策というものを13年度予算の中でうたっております。

もちろん、これだけではなくて、さらに今後、国際都市の新生だとか、あるいは環境対策とか、あるいは高齢者に対応した総合的な街づくりとか、国土交通省としていろいろな施策を組み合わせる分野が非常に多いわけでございますので、この辺はぜひまた審議会の先生方のご意見もいただきながら、連携の強化に努めていきたいということで、こんなパンフレットをつくっておりますということで、紹介をさせていただきました。

いずれにしても、引き続きいろいろな取り組みをしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【樋口会長】 ありがとうございます。非常に簡潔にご説明をちょうだいいたしました。

これ、私、実は先日いただきまして、「人が動く」というのはいいんですけども、

「国土が躍動する」というのは、国土が動くということと地震になると心配したんですけれども、大丈夫ですか。厳選されたわけですから、いいですけれども、そういう感じをちょっと持っておると。そんな意見は出なかったですか。

【風岡総合政策局長】 これも1,500ぐらい参りましたので、もちろんいろいろ絞り込みをしまして、何点か有力案を選びました。確かに、「躍動する」というとり方を、今、会長がご指摘のような形で、地震、その他の関係でとらえる意見もあったんですけれども、やはり今までの役所の古い頭でつくるより、こういうアピールする度合いが高いということで、若手が判断しましたので、いろいろな意見があったのは事実ですけれども、最大限、若手の意見を尊重するというでスタートさせていただいております。

【樋口会長】 よくわかりました。どうでしょうか、皆さん。パンフレットですから、あれですけれども、これはちょっとおかしいんじゃないかというところはありませんか。私が真っ先にしゃべってしまって済みません。

特にごさいませんようでしたら、また後でもお伺いすることにいたしまして、この程度でこれを終わらせていただきます。

続きまして、この審議会が意見を求められる事項がございますので、担当の部局からご説明をちょうだいしたいと思います。質疑につきましては、このご説明が全部終わり、お聞きいただいた後にさせていただきたいと思いますので、よろしゅうございますか。それでは、順番といたしまして、第八期住宅建設五箇年計画及び第八期地方住宅建設五箇年計画、住宅局長さん、お願いします。

【三沢住宅局長】 それでは、私の方から、お手元の資料5というのがございます。これに基づきましてご説明させていただきたいと思います。

お手元の資料5の1ページ目をおめくりいただきますと、極めて形式的なことでございますけれども、住宅に関する長期計画について、どういう体系になっているかということが書いてございます。特に、下の方の四角にございますが、今回ご審議をお願いする住宅建設五箇年計画は、住宅建設計画法という法律に基づきまして、5年ごとに閣議決定をしなければならないということで、今般3月に閣議決定をさせていただくという前提としてのご審議をいただくものでございます。

これが、いわば上位計画ということでございまして、その下に地方住宅建設五箇年計画、これも住宅建設計画法に基づきまして、全国計画を踏まえて、これは閣議決定ではなくて大臣が決定するというで、そういうものをつくるということになっております。この

地方の住宅五箇年計画というのは、一番下にございますが、都道府県がそれぞれ独自に自主的に五箇年計画を作成することになっておりますけれども、要は国レベルの五箇年計画と、それから都道府県が自主的に五箇年計画を立てる場合の中間のつなぎになるようなものとして、1つのガイドラインを示すと、こういう性格のものとして本日、ご議論いただくということでございます。

ちょっとその上の方に書いてございますが、この5箇年計画につきましては、今回の社会資本整備審議会の1つの前身でございます住宅地審議会のほうで、約2年ほどかけましていろいろのご議論をいただきまして、その答申に基づきまして案を今回作成してご意見を伺うというものでございます。

内容につきましては、その2ページ以下でございます。

2ページに概要がございますが、まず五箇年計画策定の意義ということで、何のために五箇年計画をつくるのかということでございます。極めて形式的に言いますと、先ほどの住宅建設計画法に基づいて、5年ごとに閣議決定するというのが政府の義務というふうになっているわけでございますが、もっと実質的な意味を申し上げますと、要するに住宅政策につきまして、中長期的な政策の内容とか優先順位を5年ごとに見直した上で、それに沿っているいろいろな施策を再編していくと、こういうための基本的な方向を定めるものであるというふうに位置づけております。

そういたしますと、今回の住宅政策の再編の方向は何かということが、この2ページの1の(1)に非常に簡単に書いてございますが、私ども3点考えておまして、1つはストック重視。従来、ややもすると住宅政策が新築住宅中心であり、かつ毎年毎年のフローを非常に重視してきたということに対しまして、依然として新築も大事でございますけれども、やはりそれだけではなくて、中古市場であるとかリフォームであるとか、そういう既存ストックの活用を含めて、長持ちするよいストックをつくっていくという方向に転換すべきではないかということでございます。

それから、2点目は市場重視ということでございまして、住宅は基本的には私的な財産ということで、市場で取引されるわけでございます。したがって、いろいろな住宅政策の方向につきましても、できるだけ市場機能を重視・活用しながら、公的セクターは一定の場合にセーフティーネットを張るとか、あるいは市場のいろいろなルールをつくっていくということに徹すべきではないかというのが2点目でございます。

それから、3番目は高齢化社会への対応ということで、あと15年ぐらいで非常なスピ

ードで高齢化が進んでいくと。これに対応いたしまして、高齢者が安心して住まえるような環境整備、あるいはバリアフリー化の推進ということが非常に大きい課題かと思えます。こういう3点を中心に、今回、計画内容をいろいろ再編していきたいということでございます。

具体的な中身が、この2ページの下の方、2以下でございますが、この計画の中では、いろいろな目標を立てて施策を推進していくということでございますけれども、その目標は基本的にはもう住宅については量の時代は終わったと、こう言われて久しいわけでございますけれども、住宅の質の向上を誘導するための目標を設定していきたいということでございます。

その1点目が、いわゆる居住水準の目標と言われておりまして、端的にいいますと、この下の注のところでございますけれども、例えば4人世帯でこのぐらいの面積の住宅を確保することを政策の目標にしていこうという、世帯人員と面積との関係でできている目標でございます。

これについて、1つは誘導居住水準という誘導する上での指針がございますが、この従来の誘導居住水準について、既に平成10年で約半数近くがこれを達成しておりますけれども、このアンダーラインに書いてございます、2015年で3分の2ぐらいの達成を目指したいというのが1点。

それから、3ページ目でございますけれども、先ほどのストック重視ということで、そういたしますと住宅のストックの中身をどのようなものに持っていったらいいかということで、ストックの規模別構成ということ今回新たに明示したいということでございます。これについては、100平米、大体3人以上のファミリー世帯向けの住宅というのを念頭に置いておりますけれども、こういうものについて、全体のストックの約5割。それから、50平米といいますと、どちらかというと単身世帯も含めた小規模世帯向けの住宅を念頭に置いております。こういうストックを8割にしていってどうか。

それから、最低居住水準でございますけれども、4人世帯ですと50平米以上が必要不可欠な水準だと言っておりますけれども、これについて早期解消に努めるということでございます。

それから、が住宅の性能水準でございますまして、住宅の質につきましては、広さだけでなく、設備・性能が非常に大事だということでございます。今回、特にその中でバリアフリーの目標を立てていきたいということで、ここにございますように、いわゆる手すり、

広い廊下、段差の解消を備えた住宅ストック、これが現在3%しかございませんが、これを2割にした上で、この3点すべては備えないけれども、個別の事情に応じて部分的なバリアフリーがなされている住宅をさらに2割と、あわせまして4割ということを目標にしていきたいということでございます。

それから、住環境水準でございますけれども、住宅単体だけではなくて、周りのいわば住環境についても、公共団体がいろいろな施策に取り組んでいく上での指標となるように、どういう市街地について緊急に改善すべきかと。そういう緊急に改善すべき密集市街地の基準を設定していくということも盛り込んでおります。

それから、4ページ目でございますが、この五箇年計画の中では、5年間の住宅整備戸数というのを明示することになっております。これは、どちらかといいますと、政策的な意味のある数字というよりも、市場における見通しというふうにご理解いただきますが、この見通しといたしましては、向こう5年間で新築は約640万戸、前期の計画に比べると90万戸ほど少ない水準を見込んでおります。

それから、今回、これから非常に増改築が重視されるだろうということで、新たに増改築の見通し、5カ年間で430万件という数字を明示してあります。

それから、次に、やはりこの住宅につきましては、先ほど申し上げましたように市場を重視しているいろいろな施策の方向を立てていくということございまして、この五箇年計画が策定されましたら、それに基づきまして、例えば中古住宅であるとか賃貸住宅、リフォームについて、具体的にその市場環境の整備の中でどういうことをやっていったらいいかというアクションプログラムの策定を行っていきたいということでございます。

それから、さらに一番下の四角でございますが、もう1つ、この計画の中では、公的資金による住宅建設の事業量というのを明示することになっております。戸数は、ここに書いてございます325万戸を予定しておりますが、公的資金による住宅というのは、この下の表にございますけれども、いわゆる公庫融資を受けている住宅、あるいは公団住宅、公営住宅、これを全部引くくめたものでございまして、8割方は公庫融資住宅でございますけれども、それ以外のものも公団・公営も少しずつあるということでございます。こういう中で、施策の方向として、例えば増改築を一層重視していくとか、高齢者対策をさらに充実していくということで、今般、今の国会に高齢者のための居住安定の法律も提案させていただいておりますけれども、そういう政策の方向性が出るように、こういういわば公的資金住宅の建設の中身もシフトしております。

以下、5ページ、6ページは、後ほど資料6の方で、その計画の本文の案がございますけれども、それを要約したものでございまして、これは大体見出しだけ見ていただければおわかりかと思しますので、省略をさせていただきます。

それから、最後に8ページに第八期の地方住宅建設五箇年計画の案がございます。これは、冒頭ご説明申し上げましたように、全国レベルの五箇年計画と、それから各都道府県が自主的につくる都道府県レベルの五箇年計画の中間に位置するものということで、ある程度地方ブロックごとにまとめた住宅の特性を有すると考えられるところから、ブロック別に先ほどの全国の数字をいわばブレイクダウンすると、こういう作業をしているものでございます。

それで、この数字そのものは、見ていただいても、どういう意味があるのか、非常にわかりにくいものでございますが、大体基本的には、例えば地方のブロック別の世帯数の増加とか、あるいは建てかえの状況がどういうふうに見込まれるか、そういうことをもとにしまして振り分けたものでございまして、公的資金の住宅についても同じような作業で振り分けているというのが、その内容でございます。

大変簡単でございますが、説明は以上とさせていただきます。

【樋口会長】 ありがとうございます。

続きまして、河川局長さんから、河川法に基づく一級河川指定等の問題について。

【竹村河川局長】 河川局長の竹村でございます。それでは、一級河川の指定についてのご説明をさせていただきます。資料8でございます。

1ページ目の法的な手続、または法的な背景は、後ほどご説明しますので、まず3ページを開いていただきたいと思えます。概念としてご理解願いたいと思ひまして、カラーコピーがございます。川というのは非常に複雑な形をしておりまして、一言で言えば大きな木のような形をしておりまして、だんだん大きくなって海へ注いでいくということになってございます。

赤で示した2つの川が書いてございますが、一番左のものが一番典型的でございますが、県境をまたいだ大きな川がありますと、川の河口から山のとっぺんまで含めまして、雨が降ったらその河口へ流れてくるエリア、これ全部を一級水系と申しまして、それは全国で109水系、法律事項で政令で指定されております。利根川とか石狩川とか、さまざまな全国各地の109があります。

さて、その一級水系の中で、今度は一級河川という指定行為が国土交通大臣によって行

われます。これはどういうことかと申しますと、この全体の木の形の中で、赤と濃いブルー、この区間を決めることを私ども、河川の指定という行為と呼んでございます。この赤とブルーは、既に今この絵では指定されているところをあらわしておりますが、国土交通大臣がこれを指定しますと、河川法に基づきましてさまざまな河川管理が行われ、工事が行われていくということでございます。

このD水系、一級河川の一番左のグリーンが海の近くに書いてございます。これは、昔は小さな農業用水路だとか、小さなせせらぎだったところが、非常に住宅開発が行われて、そこが水があふれて住民の方が非常に苦労しているというようなところの、市町村が管理していた準用河川というのがございますが、これは県がきちんと工事したり、管理していかなきゃいけないとなると、このグリーンがブルーに変更していきます。グリーンがブルーに変わっていく、または赤に変わっていく瞬間を河川指定と申してございます。その手続を勝手に行政ではできませんので、きちんとした法体系のもとでやっていこうというものでございます。

4ページを見ていただきますが、どんなとき、それでは先ほどのグリーンがブルー、または赤に変わっていくかと申しますと、1、2、3という3つの事例が書いてございます。

1番目は、先ほど申しましたように、グリーンのところ県によって工事が行われるからブルーにしようということでございます。

2番目は、B河川とA河川と書いてございます。その中間にC放水路と書いてございます。このB河川の洪水を吐くために放水路をつくった場合、全く今まで河川が影も形もないところに放水路ができた暁には、これはきちんと河川と指定しようということでございます。

(3)には、今度は利水ダムと書いてございますが、私ども河川管理者が行う工事以外にも、電力会社等の利水者が行う工事がございます。そういう工事が行われるときは、きちんと河川法の網をかぶせなきゃいけないということで、そういうエリアに河川指定という行為を行っていくわけでございます。

大変恐縮でございます。1ページに戻りまして、一級河川の指定というのはそういうことだという概念のもとに、法的な手続では1ページ目の根拠法（河川法第4条）で、その部分が記述されているということで、その内容の特に手続の流れをフローでご説明しますと、私どもが必要と思ったところを河川指定したいときには、財政当局だとか環境部局だとか、さまざまな関係省庁がいますので、省庁と協議いたします。その後、当該関係する

都道府県の意見を聞き、都道府県知事は議会の議決を経た上で、国土交通大臣に意見を述べる。そして、それらの手続が大体完了したところで、この次には社会資本整備審議会で審議をいただきまして、それですとされれば、私ども、その部分が指定河川がされたということで官報告示をしていくということでございます。

一番最後のページの折り込みの、大変細かいテクニカルな話をして恐縮でございますが、どうしてもそういうふうな法手続になってございますので、ご説明させていただいております。現在の結果でございますが、濃いグリーンが国土交通大臣が管理している区間であり、細いブルーが県が管理している区間。そして、トータル、これらの一級水系が109水系あるということをここに示してございます。

これからの私どもの工事、または河川の管理の進捗に従って、これらの増減をしていくという手続が私どもに毎年のように控えているということで、ご説明とさせていただきます。

【樋口会長】 ただいままでのご説明について、何かご意見をちょうだいしたいんですが、この事項につきましては、専門的な問題でございますから、それぞれ住宅地分科会あるいは河川分科会というのをつくって、付託し、その議決をもって、審議会の意見とすることが実は適当ではないかと思っております。両分科会の委員の方につきましては、恐縮でございますが、資料9、10をごらんいただけますか。国土交通大臣から指名されることになっておりますが、せっかくの機会ですから、ご専門の方もおられますので、どうぞひとつおっしゃっていただきたいと思っております。何でも結構です。

まず、第八期住宅建設五箇年計画及び第八期地方住宅建設五箇年計画についてお願いしたいと思います。

【小林委員】 実は、先ほど局長からご説明ございました資料5の1ページ目の住宅地審議会というのが過去にありまして、審議会が昨年6月21日に答申するときにかかわっていたものですから、それとの関係で少しお話しさせていただきたいと思っております。

実は、6月21日の答申は、既に平成10年から検討してまいりまして、平成11年に中心的な検討がなされたわけです。その結果として、先ほど本文は省略されましたが、本文の中に、この2年間で状況が大きく変わってきたために、むしろつけ加えたり、あるいは若干文言を修正したほうがいいんじゃないかという内容があるような気がしております。その点を少し申し上げたいと思っております。

1点は、今ごらんいただいている資料の本文に該当する概要の5ページの下から が2

つ目で、環境、IT化等21世紀の住生活を支える住宅ストックの形成とございます。下に本文P4が出ておりますが、それを見ていただくと、ここには環境にかかわることがかなり書いてあるんですが、実はIT化に関する議論はほとんど含まれていないわけです。ご案内のように、この2年間でITに関する事項は非常に大きく変わってきております。したがって、ここで改めて長期計画の策定に当たっては、この辺を若干議論する必要があるのではないかという気がしているわけでありませう。

専門の清原先生がいらっしゃいますけれども、よく最近言われていることですが、IT革命という言葉も出てございますが、おそらくIT革命の1つの要素は生活革命であるということをお東大の石垣先生でしたか。生活革命の1つの拠点としては、住宅政策がそれにかかわるのではないかと考えております。その石垣先生のお話によると、IT革命推進の正攻法というのは、各家庭に高速回線を引くことだという議論があるわけですね。

いろいろな情報を勘案してみますと、例えば韓国では高速回線、これは我が国で議論されている光ファイバーと違うようですが、それが若干前で8万回線動いておりますが、日本ではそれに関しては微々たるものであるという状況。その状況を生み出している大きなものは、実は韓国は大きな団地があると、その団地に電話の交換局があって、その交換局からかなり安い価格で簡便に高速回線をつけるという仕組みができています。翻って我が国を考えてみると、そういう仕組みができ上がっていない。そういうことを考えてみますと、我が国でも、例えば大きな団地にそういう高速回線が引けるような仕組みを何らかの形で取り入れる必要があるのではないかとというのが第1点でございます。

それから、もう1点は、これは木原先生と以前、千代田区でSOHOの議論をしました。スモール・オフィス・ホーム・オフィス。その後、このSOHOを事業化している事業者とお話ししている間に、いくつか問題点が出てきている。1つは、事業者がSOHOとして供給するときに、このSOHOが住宅として判断されるのか、オフィスとして判断されるのか。それによって、固定資産税が大幅に違う。4倍違う。事業をやっている中で、事業計画を立てる段階では、まだオフィスとして認められるか、住宅として認められるかわからない。でき上がって来た段階で、初めて固定資産税を見る人がそれを判断して、これはオフィスである、これは住宅であるという判断をする。ある意味では、詳細な事業計画を立てられないという状況を生み出しているという議論がございますので、そういう面から住宅政策とこういうITの関係をもう少し詰めて議論する必要がある。その辺の議論のきっかけとして、今回の計画の中に文言を入れたらどうかというのが第2点でございます。

す。

それから、第3点は、先ほどの議論の中で、ストック重視とか、そういう言葉が出てまいりましたが、最近の動きを見てみると、例えば中古住宅市場はほんとに十分動いているかということ、必ずしもそうではないということでございます。近年、ストック重視の議論の中で、中古住宅が流通するようにいろいろな仕組みを考えようということで、例えば履歴情報システムが要る。ところが、この履歴情報システムというのは、これから新たに作る住宅については完全な形でとらえていく可能性があるわけですが、既に20年、30年たっている現にある中古住宅について、履歴情報をちゃんとした形でつくれるかどうかというと、それはなかなか難しい議論がある。

そういう状況に関して、例えばアメリカではインスペクターが売買ごとにそれを調査し、それに対して評価をするというシステムが整っていると聞いてございますが、そういうシステムの議論が我が国にも必要ではないかということ。

それから、もしそういう形でストック重視を議論していく中で、マンションはできるだけ長く生きながらえようとしても、実際、最終的には建て替えにいかねばいけないという状況になる可能性があるわけですが、それに関連しては、最近、区分所有法の見直しを法制審議会で議論することが始まりました。そういう状況を受けて、住宅政策としてどういう対応をしたらいいのかということも大きな議論としてあると思いますので、その辺も若干文言としてつけ加えることができればというふうに考えております。

【樋口会長】 ありがとうございます。清原先生のお名前が出たので、お願いします。

【清原委員】 ご紹介いただきましたので、発言させていただきます。

住宅建設五箇年計画に際しまして、この資料5の2ページ目のところで、策定の意義のところに、ストック重視、市場重視、高齢社会への対応という3つの柱が書かれておりまして、私、これらについては大変必要だと思うんですが、あわせて小林先生もおっしゃいましたように、やはりよい意味でのIT化への対応、あるいは積極的な活用というのを柱に入れていただければありがたいなと思います。

もう1つ、これは相互に関連していると思ひまして、もちろん住宅が高齢者にとっても、いろいろな人々にとっても使いやすいものになるために、あるいはここかしこに、都市型の場合には職住近接というのもこれからの重要な課題ではないかとありましたが、それはスモール・オフィス・ホーム・オフィスという問題にかかわらず、住まう上で安全と、そして住み心地との両立のためにも、あるいは健康とか介護への対応とか、そういう意味で

も、住宅がよい意味でIT化を活用するという面もありますが、あわせて、ストック重視になっていって市場で活発な流通がなされるためにも、住宅に関する情報の交流のシステムの整備というのは、もちろん重要になっていくと思います。これは、民間でそれぞれ活発な活動が見られるようなんですけれども、やはり地域的な差もあるようでございまして、ネットワークのメリットというのは地域格差を情報面でもなくすということでございますので、都市部以外のこういうような民間の情報提供や交流があまり活発でないところでも、住宅情報に関する交流が支援されて、活発化していくという意味でのITの活用もあるのかなと思います。

それから、もう1点だけ申し上げますと、資料5でも書いてくださったんですけれども、7ページのところの最初の のところで、地方公共団体による住宅市街地の整備方針の策定の推進というふうでございます。実は、共同住宅、マンション等の建て替えでありますとか、あるいは都市のリノベーション、再生の観点から、住宅市街地の見直しを考える自治体もないわけではないのですが、民が推進していくことに関して、地方公共団体といえども、住宅マスタープランと突き合わせていくときに、十分な住民の意見との調整とか指導力が発揮できないというような不満も聞いております。

いわゆる分権の時代、あるいは市民参加の時代を迎えまして、住宅政策におきましても、国のレベルだけではなくて、地方公共団体が街づくりの観点から市民の意見を反映する仕組みをつくっていくことも支援していかないとならないと思います。都市の再生、リノベーションはすごく重要なことで、とりわけ住宅の問題は大きな意味を持っていくと思うのですが、そのあたりに幅広く地域の人々と民間の住宅デベロッパーあるいは住宅産業の方々などが円満に調整できるような仕掛けというの、ますます必要になってくるのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

【黒田委員】 時間の関係もあるし、簡単に言いますと、資料5の6ページに書いてあります都市居住の話ですが、今後の地球環境のことを考えますと、なるべく人が職住近接して住むほうが、たぶんエネルギーとか地球の温暖化に対する配慮としてはいいんじゃないかと思うので、もう少しこれが実現しやすいような施策について、何か議論をしておいたほうがいいんじゃないかということがあります。

それから、それと同時に、次の7ページに優良な田園住宅の整備等というのもあります、この中にマルチハビテーションとか、いろいろありますが、本来、都市の中の住まい

方とか、田舎の住まい方、あるいはマルチハビテーションなんていうと、むしろ水のほうで行くと、河川の上流と下流が連携を持つとか、そういう意味も含めて、どういうふうにしたほうがいいのかというのを長期議論としては議論したほうがいいのではないかと思います。

あと、蛇足といえますが、私個人の意見でございますが、2ページで居住水準について、4人世帯で123平米ぐらいのものにすべきだという意見があります。それから、次の3ページに、現在の最低居住水準が4人世帯で50平米である。こういうことを考えますと国家公務員が住んでいる公務員住宅があまりにも劣悪過ぎて、ああいうところでいい施策を出せという方が無理だと思うんで、公務員住宅をこれぐらいのレベルに建てかえるというのは必要なことではないかと私は思います。

【荒木委員】 本質的な議論じゃないんですけども、私この住宅政策を論じますときに、戦後の日本の住宅政策がすべて持ち家だったんです。要するに、土地を持たせて、そこへ住まわせるという政策をずっととり続けてきたんじゃないかと思うんですが、やはりこういうふう在世の中が動いてまいりますと、まさにここに「人が動く」とありますので、これからの住宅というのは基本的にはリースじゃないか。賃貸住宅に切りかえるべきじゃないか。要するに、ライフステージに応じまして住み替えていく。要するに、結婚した当時、子供は育ち盛り、あるいは夫婦2人の場合、そういうときにいろいろな環境が変わってくるわけですから、そういうものを助成するような政策。

今までの日本の住宅政策は、会社なんかもそうですし、持ち家政策もありまして、税制面なんかでも、どちらかという持ち家を中心とした税制になっているんですね。賃貸住宅は、賃料を経費扱いしてくれるということがありません。一生の間に自分の世帯の大きさ、あるいは環境に応じまして、家を住みかえるという政策に私は切りかえていかないと、隣にだれか嫌なやつが住んできたら、一生その人と暮らしていかなきゃいけないという非常にごもつともな話がありまして、そういう意味からも、ぜひ住宅を考える場合には、持ち家から借り家、貸家に切りかえてほしい。

【前田委員】 私は、このご答申に向けて、いろいろ皆様方、ご検討されたんだろうと思うんですが、ざっと見させていただいて、1つ不思議なことがあるんですけども、数字がたくさん出ているところと、全く出ていないところがあるんです。それで、例えばさっと今、めくったところだけで言いますと、6ページの本文を見ますと、実は環境問題等についてお話ししようかと思っていたんです。確かに、これに書いてあるんですが、数字

は何もないんですね。「努める」とか。6ページには、たまたま「緊急に改善すべき密集住宅市街地等の整備を強力に進める」って、何を、どういうふうに、いつまでにやるのか全くわからないんです。

それから、今、皆様方からお話が出ましたように、これはちょっと議論があれかもしれませんが、今、通勤時間平均1時間半か1時間なんですね。満員電車で揺られてきて、そして自民党を応援しろというほうが全く無理で、今の政策を見ると無理だと思いますけれども、今、我々は何をしようかという、きのうもそんなお答えを申し上げたんですが、1日に1回、家族団らんで食事ができる環境をつくと。このぐらゐの政策を、もちろんこれは一朝一夕にはできない。まず民間からやろうじゃないか。1週間に一遍、全員6時で上がって、家族団らんで飯を食おう。そして、テレビを見るのをよそう。平米数が書いてありますけれども、今は夫の座がないんです。夫の座にどんとテレビが座っている。だから、みんなテレビのばかなキャスターの言うことを聞くようになっちゃう。

それで、ほんとうに家族団らんで食事をするためには、ミールタイムにはテレビの放送をやめて、そして1日に1回、家族で団らんができる、そういう住環境ということをお書きになった上で、それに対して補助金を出すとか、あるいは誘導施策をするという数字ならいいんですが、たぶんこれは予算上で進められていくだろうという平米数やら何やらがたくさん書いてあるんですが、具体的な政策の中が一つも数字がないんですね。これでは一体全体、ほんとに環境をおやりになるかどうかというのは全くわかりません。たぶん、これは民間の役員会でしたら、一発で否決だろう。

【横島委員】 横島でございますが、ここで話ししておかないと、後で時間がなさそうなので、ちょっと会長、恐縮ですが、住宅のこの前に2分だけ、この審議会の置かれている位置について、するっと入ってしまったものですから。

実は、私もかねがねいろいろな建設省関係、運輸省関係の審議会にお世話になってまいりましたが、ここで一緒になったということの意味合いを、ちょっと私は確認しておく必要があるんじゃないかと。仄聞するところ、扇大臣、かなりこの審議会の意味合いというものにご意見があったようでございます。ご意見というのは、独自のお考えがあって、発足に至っているようでございます。

昨年秋ごろの議論は、大きくなるだけじゃないかというような批判を乗り越えて、4つの省庁が一緒になったわけですが、その一緒になったことの意味合いということの、この審議会における反映は何なのか。やはりノーチェックでは、少し私は足りないんじゃない

かと思うんですね。

時間がございませんので、2点だけ要点で申し上げたいんですが、私も二、三年大学に勤めているだけですけれども、成績表というのがございまして、政策評価制度というのは科目単位に4だ5だという成績をつけますが、そのトータルとしての総合評価というのが大学卒業の時点では企業に判断されて、就職に結びつくと、こういうことなんですが、最近の政策評価論が総合政策論にならずに、科目ごとの単科評価になっているんじゃないかと。河川はどうだ、道路はどうだ、港湾はどうだ、こういうような単科目制度の事業評価では、正しい事業評価ができないと。それらを総合的に結びつけた場合に、社会にどう役立っているかという総合的政策評価論が必要になってきたんですね。

そのことに対しての目配りをだれがするか。私は、この審議会ではないかと思うんですね。ですから、それぞれの分科会でいろいろな問題が出てまいるとは思いますけれども、それぞれの単科目ではなくて、総合的なつながり。さっき、風岡局長が言われた港湾と高速道路の連携とか、鉄道と空港の連携も1つの連携論ですが、もう少し大きな総合的な連携論、効率論あるいは補完論というようなものが議論される場がないために、国民は社会資本が要らないという間違った判断になると思うんですね。その意味での総合的な政策評価論、多科目というんでしょうか、多項目。

もう1つは、地域全体にとって、例えば具体的で恐縮ですが、北海道にこれだけの社会資本を投下したときに、そのB/Cはいくつなんだと、あるいは有効なのかという議論はないんですね。この河川はどうだ、この道路はどうだというB/Cにおける評価はございますけれども、地域全体にとって、そのことがどのような役割を果たしたのかということが今まで欠落していた評価論だと思うんです。そのこともこの審議会は目配りをする必要があるんじゃないかと思うわけです。

例えば、単なる経済的効果ではなくて、社会資本というのはそのほかに文化的効果、あるいは生活的満足度、あるいは利便性の問題、もっと言えば、ほんとはかり知れないさまざまな価値観というものを持ってもらわなければいけないんですが、単なる経済的指標だけでその事業がいいとか悪いとかというような考え方にいかないようなチェックがそろそろないと、国民は社会資本整備の中心である、この審議会、あるいはこの国土交通省の役割に不信感を持ってくることになるんじゃないか。そのための組織としての機能を、ぜひこの審議会でも果たしていただきたいというか、果たしたいと、そんなことを思っております。冒頭で申し上げるべきでしたが、タイミングを逸してしまいましたので、住宅政

策との関係が必ずしもございませんが、せっかく皆さんおいでになるので、一言申し上げさせていただいた次第でございます。

【樋口会長】　ちょっと私も実はそういう感じを受けます。私、防衛問題懇談会から、実は1回もあきなく政府の議長、座長をやってまいりましたけれども、ちょっと唐突な感じは受けますな。ちょっと急ぎ過ぎかもわからない。どうぞひとつよろしく願いしたいんですが。

私の感じをちょっと申しますと、住宅の2番目の市場重視、これが全くわからないですね。ご説明らしきものが何を意味しているのか。

それから、もう1つ、住空間倍増計画というのは経済企画庁がやっていたので、建設省の方はあまり関係なかったかもしれないけれども、これが成功して、一応2年目の小淵内閣は私は割合うまくいったと思うんです。だから、倍増しましたね。それに、先ほどおっしゃったように住宅金融公庫、これは建設と大蔵の所管ですが。私も實際上、子育てして、無類の官僚好きだったものですから、余計なことですが、2人の娘しかいませんが、2人とも嫁ぎ先が役人なんです。だけれども、公務員住宅は極めてお粗末で、審議官になっても、局の次長になっても、大きな声で僕がしゃべると隣に聞こえるからというぐらいの感じ。だから、確かに公務員住宅は悪いんですが、これを基準に物を考えると大変なことになるんじゃないかというのが私の実感です、ほんとのことを申し上げて。

政治家の方の宿舍も小さいですよ、ほんとのことを言うと。だから、近くに皆、持っておられるという感じがあるんですけども、公務員住宅を基準に物を考えるのはどうも間違っているかな。あまりにも自己犠牲が強過ぎたんじゃないかという感じを受けますので。

どうでしょう、この問題。ひとつここで局長に長くしゃべってもらって。

【三沢住宅局長】　それでは、今ご意見いただきましたことについて、できるだけお答えさせていただきたいと思います。かなり本質的な話と、やや個別の話がございますけれども、最初に小林先生のほうからお話しいただきましたIT化の問題でございます。私ども、ITの問題、非常に大事だということで、若干それらしいことを書いているつもりではあるんですが、確かにおっしゃるとおり隔靴?痒で、もうちょっと書けないのかなという感じがしております。ITの問題は、たぶんこれから住宅をやっていくときに、公民の分担といいますか、民がどれだけやって、公は何をやっていくか、相当詰めた議論が必要だと思いますので、そういう議論のきっかけとなるような文章をちょっとまた考えさせていただければというふうに考えております。

それから、先ほどのアクションプログラムと申しますか、個別にホームインスペクションの話であるとか、マンション建て替え等の話が出ました。これも、この五箇年計画ができたなら、できるだけ早く中古であるとか、あるいはリフォームとか、そういうものについての具体的なアクションプログラムをつくっていきたいという話をしまして。その中のたぶん相当大きい柱立てとして、そういうことをご議論いただくのかなというふうに考えておりますので、そういう方向でひとつ、これはぜひ考えていきたいと思っております。

それから、黒川先生からいただきました職住近接の話とか、マルチハビテーションについてのご指摘、これも大変ごもっともなご指摘でございます。どういう形でこの契約の中に修正するか、またご相談させていただければというふうに考えております。

それから、荒木委員からお話しいただきました、持ち家政策からリースに転換すべきじゃないかと。ここはかなり本質的なご意見でございます、これはこの社会資本整備審議会の前の、小林先生にもお入りいただいた住宅地審議会でもいろいろご議論があったところなんです、基本的には住まわれる方の自由な1人1人の選択が前提となるだろうと。つまり、政策としてどっちをという話ではないんですが、これから考えなきゃいけないことは、従来の持ち家政策は、ややもすると土地の値上がり利益に非常に着目して、そのキャピタルゲインをねらって持ち家を買っていくと、こういう行動が中心になっていたと。これからそうでなくて、やはり住宅それ自体の価値が、例えばアメリカではもう40年間長持ちする住宅として供給され、それを住まい手の方が一生懸命メンテナンスしながら、中古市場の中でもきちんとした価値を持って流通していく。そのことが、例えばその資産を担保として、老後の生活の安定に結びつく、例えばリバースモーゲージとか、そういう仕組みもできている。したがって、持ち家政策が持ち家政策として、そういう1つの従来の土地に着目したものじゃなくて、住宅それ自体の価値に着目したものに展開していくべきであろうということが1点と。

それから、当然やはり賃貸住宅について、現在非常に問題なのは、ファミリー向けの一般の勤労者が住まえるような、そういう賃貸住宅が絶対的に不足していると。したがって、今現在、公団住宅をいろいろ供給させていただいているんですが、これからはやはりもう少し民活型で、市場の中でファミリー向けの賃貸住宅が供給されるような、そういう条件づくりをもっと政策的に大胆にやっていく必要があると。例えば、その1つが、昨年、成立しましたいわゆる定期借家制度でありますし、あるいはもう少しそういう事業環境を応援するための証券化のいろいろな条件づくりとか、そういうようなことも含めて、いろ

いろいろ考えていくべきであるというご議論を住宅地審議会ではいただいております。

それから、前田委員のほうから、数字で出ているところ、出ていないところがあって、こういうのは民間の役員会ではとても通らないというお話は、そのとおりの感じを受けられるかと思いますが、このことも住宅地審議会の中でご議論いただいたときに、目標として明示していくものと、ややそうでないもの、つまり政策の方向性として書いていくもの、それぞれあるだろうという中で、閣議決定をするということから、かなり基本的なものに限って数字を明示しているというのは事実でございます。

【樋口会長】 さっきから住宅何とか会議というのは、正確には何会議ですか。

【三沢住宅局長】 住宅地審議会という、この社会資本整備審議会に統合される前の住宅地の議論をしている審議会でございます。

【樋口会長】 それは、前の議論も入れないと、何のために前にやっていたかわからないからいいんですけども、あまりそれを言うと、ここでやる意味がなくなっちゃう。

【三沢住宅局長】 おっしゃるとおりです。ちょっと経緯をご説明して。

【樋口会長】 頭をさっと切りかえて、お願いします。

【三沢住宅局長】 それで、いずれにいたしましても、例えば先ほどのIT化の話ですとか、あるいは中古市場とかリフォーム市場についてどういうことをやっていくとか、あるいは前田委員のご指摘の環境の問題であるとか、おそらくこれをもとにして、かなり具体的なアクションプログラムをつくって、その中で目標を明示し、その施策もこういう抽象的な文章ではなくて、むしろこれに基づいて、それぞれの分野について、もう少し具体的なプラン、プログラムづくりをしていきたいなと思っております、そういう意味で今回はその方向性を明示したものととどめさせていただければという気持ちでございます。

【前田委員】 それであれば、逆に言いますと数字を出さないほうがいいんです。五箇年計画であれば、こういう住宅プランがある、こういう住宅政策がある、こういう政策をしたい、あるいはこんな日本の家庭をつくりたいというのを5年後にこうしたいというのであれば、一切数字は要らないんです。数字があったり、入ってなかったりするから、おかしくなっちゃう。

【樋口会長】 大変あれですが、時間の関係があるので。前田さん、住宅分科会に入っていただけませんか。

【小谷部委員】 私も分科会に入っておりませんので、ぜひご検討願いたいなというふうに思うんですが、いろいろと重要なお意見が出ていますが、第八期の住宅建設五箇年計

画、どうしても新しい課題、高齢社会とかITだとかありますが、まだ住宅というか、消費者対象と。居住者が消費者というレベルをまだ出していないのではないかと。高齢化社会にしても、これからの情報化社会の中でも、もちろん住宅のストックとしての質の問題がありますが、居住者、住む人がその生活の質をどう豊かにしていくかというところで、物だけではなくて、いかに多様化したライフスタイルの中で、居住者が納得する人、近隣、街あるいは自然、環境、そういうものとどういい関係をつくれるかということで、とみに最近、子供の問題をテーマにして、あるいは高齢者の問題をテーマにして、あるいは働くことと仕事と生活ということをテーマにして、さまざまな居住者主体の住まいづくり、街づくり、環境づくりというものが非常に注目されて活発化していると思うんですね。ぜひそういう意味で、市場重視も必要ですし、何らかの形で官主導という面も必要ですが、官でもない、民でもない、居住者主体の、いわばNPO的な、みずから住まいづくり、あるいはコミュニティーをつくる、環境をつくっていく、省エネルギー、環境問題に、あるいは健康問題に対応していく、そして物理的環境。これは住環境整備の計画ですから、あくまでも住宅だとか近隣だとか街だとかになると思うんですが、そういうNPO的な活動に対して積極的に誘導する、あるいはそれを支援するという部分を住宅政策の中に入れていただくと、今までの箱物行政と言われるような、そういうものと違う、新しい時代の住宅政策になるのではないかと思います。

【樋口会長】 これ、分科会をやるでしょう。分科会にご希望の方を、省のほうで決めるんじゃないかと、本人の意向でやったらどうかな。そうしましょう。そうしないと、僕も随分これ、議長とか審議会とかなれているけれども、これは難しいよ。分科会があるからいいけれども、住宅のほうはそうしてください。この辺で住宅を打ち切ってよろしいですか。

今度、河川だけれども、これ、まるっきりわからない。何を審議するの。

【竹村河川局長】 大変技術的な面で恐縮でございます。3ページ目で先ほどご説明しましたが、要は趣旨は私ども役人、行政ベースが税金を投入する工事、または管理する場所を自分の裁量で決めてはいけないと。きちんとした手続でもって、そういう区間を決めなさいという法体系になっております。その一環でもって、この審議会できちんと了承を得てから決めなさいというのが根底でございます。

そして、3ページのカラーコピーで、時間の関係ではしょってしまったんですが、今まで河川法、いわゆる河川の管理を対象としていなかった区間を新たに河川の管理をしてい

くというときの手続として、この審議会、先ほどのご審議で分科会で、細かいこの河川の何キロ区間は新しく河川法の区間にしましょうということ全国の川、個別に決めていく手続でございます。非常に細かい部分で恐縮でございますけれども。

【樋口会長】 分科会の問題なんでしょう。

【小野事務次官】 この議論は、先ほど横島先生がおっしゃった議論でもあるんですが、ちょっと整理をさせていただきますと、社会資本整備審議会は一体何をやるのかと。横島先生おっしゃったように、政策評価も単科目ごとの、例えば道路とか河川とか住宅とかということではなくて、総合的な評価を国土交通省の発足と同時にやっていくべきではないか。そのとおりなんですから、社会資本というのは国民生活にこれだけ密接な関連のある重要なファクターでございますので、これをどう今後、少ないお金の中で21世紀に効率的に整備していくかという基本を社会資本整備審議会でご議論いただくと。

それと同時に、地域のお話も横島先生から出ましたけれども、地域全体にとって、例えば沖縄とか北海道とか、地域ごとにいろいろな投資をしてまいりましたけれども、その効果と申しますか、もちろん経済的な効果だけじゃなくて、文化的な、あるいは社会的な効果も含めて、どうあったのか。それを今後どうするのかというご議論も、当然、社会資本整備審議会ですべていただくということなんですから、何せ国土交通省が発足いたしましたのは1月6日ですから、従来から、1月5日までに住宅地審議会とか、あるいは河川審議会等でいろいろご議論いただいて、そこでご議論いただいたものを、例えば3月までの閣議決定とか、あるいは3月末までの大臣の指定でしていかなければいけないものがございます。それは、1月6日以降は、社会資本整備審議会の意見を聞きなさいということに法律上でございますね。

これは、合併省庁、皆そうでございますけれども、国土交通省もご案内のとおり、これだけの審議会を社会資本整備審議会、必要ならば分科会ということで、全部整理してしましまして、これもはたしてそういうことができるのかというご議論もあるんですが、けれども、合併と同時に、審議会自身も整理統合してやっていこうという中で、こういうスタイルになったものですから。1月6日の発足と同時に、2カ月半の中でご意見を聞いて、住宅地審議会の結論を五箇年という形で閣議決定をし、それから河川法については大臣指定ということでやらせていただくということで、実はご意見をお聞きしております。

これは、あくまでも今年度、審議会が変わることの過渡的な措置であって、これから本格的な社会資本について、全体の総合的な、あるいは整合的な議論は、この審議会でやっていただくと、こういうことでございますので、過渡的な内容・時期のものというご理解をちょっといただきまして、それなりの議論をそれぞれ、従来の審議会でやってきたということをご理解いただければと思うんです。

【樋口会長】 わかりました。極めて明快です。非常にありがとうございました。

【三沢住宅局長】 それでは、住宅のほうにつきましては、今、会長のご趣旨のとおり、希望される方についてはぜひ入っていただきたいと思いますので、私どものほうからご希望を聞きまして、その上で早急に分科会をやらせていただきたいというふうに考えております。

【樋口会長】 よろしく。河川のほうも。そういうことですから、今までの審議会と感じが、私も大概うまいほうなんだけれども。きょうはなかなか難しい。そういうことでございますから、よろしく。

それから、財政制度審議会でも一番時間がかかるのがこちら辺です。例えば、文部省は1分ぐらいで終わっちゃうんですけれども、中身が固定してしまっていて、だんだん減るばかりじゃないですか。だけれども、きょうのこの4省は、大体がたがたやる場所なんですね。しかも主計官に一番突っ込まれる、やられるところですから、なかなかわかりにくいと思いますが。結局、分科会になるわけですね。従来の審議会の議論というのは、我々はまだ見てない。入っておられる方は見ておられるけれども、物すごい格差があるわけですよ。素人と玄人ぐらいの差があるわけですから、その辺がね。省庁合併ということは、私は全体としては非常にいいと思いますので、ご協力をさせていただきたいと思いますが、きょうは大体こんなことですか。

【小幡委員】 一級河川指定については、国がやらなければいけない河川であるという意識のもとで指定するということになるかと思いますが、地方分権の観点から、地方がやるべき仕事と国がやるべき仕事ということで、きちっと割り振りしようということで、何を国が責任を持ってやらなければいけないかという観点から、一級河川については指定するという事になったと存じますので、そういう観点も入れて、ご指定のほうはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、一言。これは質問ですが、指定区間で知事管理になる一級河川の中で、それは審議会には聞かないんですか。

【関口水政課長】 それは、審議会にお諮りすることはなく、指定部分の管理者が国になるか県になるかについては、また別途定めることとなります。

【小幡委員】 もう1点だけ、住宅のことで1つだけなんですけど、私は実は先ほどから住宅局長さんのお話に出てまいりました住宅宅地審議会という前のに属しております、これが確かに唐突に出てきたという感が、おそらく委員の先生方、皆さんはお持ちだと思うので、局長さんが実は住宅宅地審議会ですずっと議論してきたものを下地にしているんですよというふうなお話だったと思うんですね。

確かに、今いろいろな先生方からお話が出まして、新鮮な視点もございますし、そういうものをなるべく入れてつくればよろしいと思うんですが、やはり横島先生がおっしゃったように、新しく国土交通省になって、従来の運輸省的な交通の問題とか、そういったものまで、従来、建設省の中でも縦割りのなところが問題点が指摘されてございましたけれども、そういうことを打破したような形のものでできれば、ほんとは一番よろしいのではないかと思います。

【樋口会長】 私は、率直に言いますと、渋谷駅に私鉄が入っている。あれは一体だれがやるのか、いつまでも決まらない。向ヶ丘の小田急とJRのあれも、つながが決まらなかった。今度は確実にできますな。物すごい進歩だと思います。だから、いくら提言をやっても、今までだめだったんです。これは、省庁合併のいいところをわっと出してもらって、また悪くなったら分かれてもいいし。分かれないうほうがいいけど。ということで、世の中をよくしなきゃいけないんですから、時々変えていったらいいと思います。そういう面では、非常に進歩だと思います。

それで、河川のほうも含めて、委員の先生方に、おれはこれは専門家だとか、意見があるという人を希望をとってくださいますか。そうすると、私は非常に楽になります。自分が楽になることばかり考えているわけじゃないけれども、そういうことでございますが、大体のところ、よろしゅうございましょうか。泉さん、どうでしょう。

【泉副大臣】 この審議会そのもののあり方についてのご議論も、きょうはちょうだいいたしました。まさに、私どもがこの4省庁一緒になっての審議会のあり方について、もっと議論しなきゃならないことは百も承知いたしております。これまで部分最適を求めた行政を追求してきた結果が、今日、もろもろの批判をいただいていることも承知をいたしております。そうした意味では、総合的な立場でご議論いただきますように、審議会のあり方をまた我々なりにご提案させていただくように努力いたします。

それから、今までの審議会、ちょっと口はばったいようなことを申し上げますけれども、変わったご意見を出していただくと、すぐ役所がお伺いして、ご説明させていただき、何とか口封じをするというようなことがあったかと思いますが、どうぞその点は、これまでと違って厳しいご意見をいただき、最後は会長におまとめをお願いするということで、ぜひご指導賜りますようお願いしたいと思います。

【樋口会長】 貴重なご意見をいただきありがとうございます。各委員からのご意見に対し、担当部課からも説明いただきました。だいぶ時間もたちましたので、それでは分科会については大変恐縮でございますが、積極的に、ダブっても結構でございますから、こういう分科会があるということでご希望を改めておとり願いたいと思います。泉さん、それでよろしいですか。

【泉副大臣】 はい。

【樋口会長】 では、次官、ひとつよろしく申し上げます。

それでは、本日いただいた意見を踏まえて、分科会において審議を進めていただくようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ほんとに長時間にわたりました、しかもやや錯綜しまして、ありがとうございました。

了